

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年7月4日に提起した処分庁八尾市病院事業管理者による平成29年7月支給開始の児童手当認定処分についての審査請求に関し、これを棄却しようとする審査庁の裁決の内容は、妥当である。

### 第2 事案の概要

- 1 平成〇年〇月〇日、審査請求人は、八尾市職員として採用（審査請求人は平成〇年〇月〇日実施の八尾市立病院における八尾市職員採用試験に合格）された。
- 2 平成29年6月28日、審査請求人は、処分庁に対し、「児童手当（特例給付）認定請求書・額改定請求書・額改定届」を提出した。  
これを受け、処分庁は、平成29年7月支給開始の児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年7月から審査請求人に対し児童手当を支給している。
- 3 平成29年7月4日、審査請求人は、八尾市長に対し、八尾市に採用されてから児童手当についての手続が完了するまでは受給資格がないと口頭説明を受けたことの処分の取消しを求める審査請求をした。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求に係る処分は、違法不当である。

審査請求人は、平成29年6月15日に、人事課（八尾市立病院事務局企画運営課人事係）において、児童手当について確認したところ、現在児童手当の支給を受けている〇〇市での手続の後、八尾市で手続を行うとの説明を受けたため、〇〇市に行き手続を行った。このとき、児童手当の支給事由が消滅していることの説明はなく、単なる手続漏れであると認識していた。

審査請求人は、平成29年6月20日、同人事課からの口頭説明で、児童手当の支給事由が消滅していることを知り、このとき、八尾市に採用されたときに児童手当について説明を受けておらず、児童手当に関し変更の手続ができていないことを認識した。

審査請求人は、八尾市に採用されてから児童手当についての手続が完了するまでは受給資格がないとの口頭説明を受けたが、児童手当の支給事由が消滅していることに納得がいかない。

審査請求人は、〇〇市に対し、既に受給済みの〇か月分の児童手当を返還するが、この負担が軽減されることを願う。

以上のことから、八尾市に採用されてから児童手当についての手続が完了するまでは受給資格がないと口頭説明を受けたことの処分の取消しを求める審査請求を提起したものである。

#### 2 処分庁の主張

##### (1) 本件処分に至るまでの経緯について

平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日実施の八尾市立病院における八尾市職員採用試験の合格者を対象に説明会を実施し、審査請求人を含む〇名の合格者に採用手続を説明した後、同年〇月〇日

を提出期限として、採用時に必要な書類について合格者に手交した。そして、同日までに審査請求人から書類の提出があった。

平成29年6月26日、審査請求人から次のような申し出があった。すなわち、審査請求人は、〇〇市から児童手当を受給していたが、平成〇年〇月〇日から地方公務員になったことによりその受給資格が消滅していたにもかかわらず、それ以後も同市から受給していたため、これを同市に返金する必要がある、そのため、八尾市からの児童手当を同日から受給したいという内容のものであった。

これに対し、児童手当は、児童手当支給認定請求書の提出後、認定があった翌月からの支給となるので、平成〇年〇月〇日に遡及して支給することはできない旨を説明した。

平成29年6月28日、審査請求人から児童手当支給認定請求書の提出があった。以後、同年7月から審査請求人に対し、八尾市から児童手当が支給されている。

## (2) 本件審査請求について

本件審査請求は、児童手当支給事由消滅の無効及び平成〇年〇月〇日からの児童手当不支給処分取消しを求めていると思料されるが、次の理由により、本件審査請求は、その適格を満たさないため、これを却下するとの裁決を求める。

ア まず、児童手当支給事由消滅の無効の主張についてであるが、その消滅に係る通知は、消滅事由の発生時に速やかに支給主体である〇〇市からなされるべきであり、処分庁の職責ではなく、そのため八尾市長に対し審査請求を提起するのは失当である。なお、〇〇市のホームページの掲載からして、公務員について支給事由が消滅することは、審査請求人において知りえない環境ではなかった。

イ 次に、平成〇年〇月〇日からの児童手当不支給処分取消しについてであるが、審査請求人は、採用時に必要な書類として児童手当支給認定請求書を提出していない。すなわち、平成〇年〇月からの児童手当支給認定請求を行っていないため、そもそも不支給処分は存在していない。そのため取消事由の前提を欠くことから、審査請求を提起するのは失当である。

ウ 審査請求人は、採用時に児童手当について説明を受けていないと述べるが、これも当たらないと解する。なぜなら、上述の合格者説明会において配付した資料に、扶養家族に対する健康保険、年金、児童手当の案内は個別に相談されたい旨を記載しており、かつ説明会においても個人ごとに確認を行っているからである。その証左として、同説明会に参加した〇名の合格者のうち、審査請求人以外の〇名は、児童手当支給認定請求書を提出し、採用以後児童手当を受給している。

すなわち、審査請求人が児童手当について説明を受けていなかったと述べるのは誤りで、審査請求人が児童手当制度を誤解していたため、八尾市立病院から説明を受ける機会を審査請求人の責めにおいて逸していたものであるといわざるを得ない。

## (3) 児童手当は認定があった翌月からの支給となることから遡及して支給することはできないとした法的根拠について

児童手当の支給根拠は児童手当法によるが、同法は申請主義を採っており、申請により受給資格及び児童手当額の認定を受けて初めて受給することができることとされているところ（同法第7条第1項及び第8条第1項）、認定の請求が遅れたことによる認定及び支給の遡及については、同法第8条第3項による場合を除き規定されていないため。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されることが相当であると思料する。

##### 2 理由

審理員意見書のとおり。

#### 第5 審査庁が行おうとする裁決の内容

##### 1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。

##### 2 理由

審理員意見書に記載のとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められなかったため。

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第7条は、児童手当の受給資格等の認定について規定しており、その第1項は、児童手当の支給要件に該当する者（一般受給資格者）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長の認定を受けなければならないと規定している。

(2) 法第8条は、児童手当の支給等について規定しており、その第1項から第3項までの規定内容は、次のとおりである。

ア 市町村長は、第7条の認定をした受給資格者（一般受給資格者及び施設等受給資格者）に対し、児童手当を支給する（第1項）。

イ 児童手当の支給は、受給資格者が第7条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる（第2項）。

ウ 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により第7条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、第2項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める（第3項）。

(3) 法第17条は、公務員に関する特例について規定しており、その第1項において、公務員である一般受給資格者について第2章（児童手当の支給（第4条—第17条））の規定を適用する場合における条文中の文言の読替規定を置いている。

この読替規定によって、常時勤務に服することを要する地方公務員である一般受給資格者については、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者の認定を受けなければならないが、当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者が、

児童手当を支給することになる。

また、この第1項の規定によって読み替えられる第7条第1項の認定を受けた者については、第8条第3項中の「住所を変更した」は、「当該認定をした者を異にすることとなった」に読み替えられる（第17条第3項）。

- (4) 職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則（昭和55年八尾市規則第18号。以下「児童手当事務委任規則」という。）は、八尾市職員に係る児童手当の支給に関する事務の一部を委任することを規定しており、病院事業の職員について、児童手当の受給資格及び児童手当の額を認定（法第7条第1項）し、並びに児童手当を支給（法第8条第1項）する事務は、病院事業管理者に委任されている。

## 2 本件処分についての検討

- (1) まず、本件審査請求の適否について検討する。

審査請求人は、八尾市に採用されてから児童手当についての手続が完了するまでは受給資格がないと口頭説明を受けたことの処分の取消しを求める審査請求を提起し、処分庁は、本件審査請求は、児童手当支給事由消滅の無効及び平成〇年〇月〇日からの児童手当不支給処分の取消しを求めるものであって、その適格を満たさないと争うので、まず、この点につき検討する。

処分庁は、その理由として、「児童手当支給事由消滅の無効」については、従前の支給主体である〇〇市によって支給事由消滅の通知がなされるべきであり、このことに関し、八尾市長に対し審査請求を提起するのは失当である旨述べ、「平成〇年〇月〇日からの児童手当不支給処分の取消」については、審査請求人は、採用時に児童手当支給認定請求書を提出しておらず、平成〇年〇月からの児童手当支給認定請求を行っていないのだから、そもそも不支給処分は存在せず、審査請求を提起するのは失当である旨述べている。

そこで、本件審査請求の適否について検討する。

審査請求人が審査請求書で述べている全趣旨を総合して検討するに、審査請求書「3 審査請求の趣旨」において、「児童手当支給事由消滅に納得いかない」と述べていることは、これのみを単体として捉えるのではなく、八尾市に採用されてから児童手当についての手続が完了するまでは受給資格がないと口頭説明を受けた内容に含まれる児童手当が支給されない空白期間があることに対する不服を述べていると解すべきであって、結局のところ、審査請求人は、八尾市に採用されて即手続を行っておれば支給されていたであろう平成29年6月までの分に係る児童手当について支給しないことを意味として含む本件処分を不服として、本件審査請求を提起したものであると解される。

そして、仮に、本件処分が取り消され、審査請求人が八尾市に採用されて即手続を行っておれば支給されたであろう月分の児童手当から支給するという処分が行われるとすれば、審査請求人にとって権利利益の救済という結果になることから、審査請求人が本件処分の変更を求める趣旨としての本件審査請求を提起することについて利益を有していると言うべきであり、「そもそも不支給処分も存在していない」として、本件審査請求が不適法として却下されることは相当でない。

(2) 次に、本件処分について検討する。

ア まず、児童手当に係る認定及び支給について、法の規定に沿って確認する。

児童手当の支給要件に該当する者が、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長の認定を受けなければならない（法第7条第1項）、認定を受けた受給資格者は、当該市町村長から、認定の請求をした日の属する月の翌月から児童手当の支給を受けることになる（法第8条第1項、第2項）。

この支給開始月については、特例が定められており、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給される（法第8条第3項）。

このように、受給資格者の請求により、住所地の市町村長が、受給資格及び児童手当の額についての認定を行い、児童手当を支給するものであるが、公務員である一般受給資格者については、特例が定められており、常時勤務に服することを要する地方公務員である一般受給資格者については、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者の認定を受けなければならない、当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者が、児童手当を支給することになる（法第17条第1項の規定により読み替えられた法第7条第1項及び法第8条第1項）。また、受給資格等について当該所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者の認定を受けた地方公務員の場合、支給開始月の特例が適用される「受給資格者が住所を変更した場合」というのは、「受給資格者が当該認定をした者を異にすることとなった場合」となる（法第17条第3項の規定により読み替えられた法第8条第3項）。

イ 次に、本件処分に違法又は不当な点がなかったか否かについて検討する。

(ア) 審査請求人は、平成〇年〇月〇日、八尾市職員に採用され、八尾市立病院で勤務していることから、常時勤務に服することを要する地方公務員である一般受給資格者として児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長、すなわち八尾市長又はその委任を受けた者の認定を受けなければならない、八尾市長又はその委任を受けた者が、審査請求人に対し児童手当を支給することになる。

そして、八尾市の場合、児童手当事務委任規則により、病院事業の職員について、児童手当の受給資格及び児童手当の額を認定し、並びに児童手当を支給する事務は、病院事業管理者に委任されていることから、審査請求人におけるこれらの事務については、処分庁が行うことになる。

(イ) これを本件児童手当の支給について見ると、処分庁が、審査請求人からの「児童手当（特例給付）認定請求書・額改定請求書・額改定届」（物件1）を受け付けたのは、平成29年6月28日であることが認められ、処分庁は、審査請求人に対する児童手当について、支給開始日を平成29年7月として、受給資格及び児童手当の額について認定したことが認められる（物件1）。なお、当該「児童手当（特例給付）認定請求書・額改定請求書・額改定届」の提出日は空白となっているが、平成29年6月28日付け八尾市立病院人事係の受付印の押印があるこ

とからして、当日にその提出があったと認めるのが相当であり、これを否定する証拠は見当たらない。

したがって、処分庁は、法第8条第2項の規定に従い、審査請求人が児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定の請求をした日の属する月の翌月である平成29年7月から、審査請求人に対する本件児童手当の支給を開始したことが認められるものである。

- (ウ) 次に、児童手当の支給開始月については、法第8条第3項において、受給資格者が住所を変更した場合（受給資格等について当該所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者の認定を受けた地方公務員の場合、「受給資格者が当該認定をした者を異にすることとなった場合」に読み替えられる。）又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合における特例が定められていることから、本件児童手当に係る認定の請求がこれらの場合に該当するものであるか否かについて検討する。

まず、前者の公務員の場合の「受給資格者が当該認定をした者を異にすることとなった場合」についてであるが、地方公務員の場合、児童手当の支給を受けようとするときは、児童手当に係る受給資格等について、その所属する都道府県等の長等の認定を受けなければならないが、その認定を受けた者が、「当該認定をした者を異にすることとなった場合」をいうものであり、審査請求人における本件児童手当に係る認定の請求は、この場合には該当しない。

次に、後者の「災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合」についてであるが、これに該当する場合とは、「台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があつたため、認定の請求ができなかつたことが客観的にみて容認できる場合」（『五訂児童手当法の解説』中央法規出版株式会社 平成25年5月10日発行、122頁）であるところ、審査請求人における本件児童手当に係る認定の請求について、このような「認定の請求ができなかつたことが客観的にみて容認できる場合」に該当すると認めるに足りる証拠は見当たらない。

以上のことから、審査請求人における本件児童手当の支給開始月について特例が適用されるとは認められない。

- (エ) したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第7 付言

当審査会の結論と理由は、上に記したとおりであり、この結論と理由に変更を来すものではなく、また、もとより処分庁を拘束するものでもないが、次の点を付言しておきたい。

本件のように、児童手当の受給資格を有し、現に住所地の市町村から児童手当を受給している者であっても、法第17条第1項の特例を受ける八尾市病院事業の職員として採用され、継続して児童手当の支給を受けるには、改めて処分庁に対し児童手当に係る認定の請求を行う必要があることから、処分庁においては、今後、同様の事案が生じないように、採用試験の合格者に配布する資料についてこの点がより明確になるように作成することも含め、当該合格者に対する説明の仕方に工夫がなされることが望ましい。

また、児童手当に係る認定の請求において、法第8条第3項の規定の適用を受けようとするもの

であると認められる場合には、当該請求が同項に規定する要件に適合するか否かを審査し、当該審査の結果とともに、同項の規定の適用が認められない場合にはその理由を併せて、受給資格者に通知するといった手続が行われることが望ましい。

#### 第8 当審査会における調査審議の経過

| 年 月 日      | 調査審議の内容 |
|------------|---------|
| 平成30年2月21日 | 諮問書の受理  |
| 平成30年2月28日 | 審査      |
| 平成30年3月19日 | 審査・答申   |

#### 第9 当審査会の委員構成

| 役職    | 氏名     | 備考         |
|-------|--------|------------|
| 会 長   | 石田 榮仁郎 | 大学名誉教授 弁護士 |
| 職務代理者 | 上崎 哉   | 大学教授       |
|       | 村岡 悠子  | 弁護士        |

#### 八尾市行政不服審査会

会 長 石田 榮仁郎  
委 員 上崎 哉  
委 員 村岡 悠子